

特記仕様書

第1章 適用

本特記仕様書は、きゅう舎地区上水道工事設計業務委託（以下、「本業務」という）に適用する。

第1条（業務概要）

業務名：きゅう舎地区上水道工事設計業務委託

場所：鳥栖市江島町地内

概要：配水管詳細設計業務

φ100mm 以下 L=1,172m

第2章 総則

第1条（実施要領）

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び関連法規等により実施するほか、以下によるものとする。

- ・水道事業実務必携（全国簡易水道協会）
- ・設計・調査・測量業務共通仕様書（佐賀県）
- ・その他関連資料

第2条（費用の負担）

本業務の資料収集等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第3章 業務内容

第1条（設計業務内容）

設計業務内容は、以下の通りである。

(1) 新設詳細設計

・現地調査

設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件（電柱、架空線等）の具体的調査、従来管等の調査、渉外折衝の立会を行う。

・各種計算

構造計算、仮設計算等を行う。

・図面作成

位置図、平面図、縦断面図、詳細図（平面、縦断、横断図等）、構造図及び工事占用申請に必要な図面を作成する。

- ・数量計算

工事に必要な数量すべての計算で数量計算書を作成する。

- ・審査

基本条件確認、比較検討の確認、計算書と図面の整合性、計算書の精査等を行うとともに、成果品の内容の適正。

(2) 報告書作成

以下第3条のとおりとする。

(3) 設計協議

以下第2条のとおりとする。

第2条 (打合せ・協議)

- ・本業務における打合せは、業務着手時、中間時 (1回)、業務完了時の計3回とする。
- ・打合せ終了後はすみやかに打ち合わせ議事録を作成し、相互に確認をしなければならない。
- ・業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うこととする。
- ・受注者は、業務の作業状態の区切りにおいて、作業内容を発注者へ報告する。

第3条 (報告書作成)

業務成果を取りまとめ、報告書を作成する。

- ・報告書：A4版ファイル綴じ 2部
- ・電子データ CD 2枚

(※図面については、JWW,SFC形式のデータとすること)

第3章 その他

第1条 (設計根拠の明示)

本設計に用いる考え方、設計手法、設計基準等についてはその根拠を明確にするとともに、使用した文献についても報告書に明記する。

第2条 (機密保持、関係法規の遵守)

受託者は、本業務に関する全ての事項について、機密保持を厳守し、他に漏らしたり転用したりしてはならない。また、関係法規を遵守し、違反しないよう十分注意しなければならない。

第3条 (安全等の確保)

屋外での作業の実施に際しては、付近住民、通行者、通行車両、競馬場関係者等の第三者の安全確保に努めなければならない。

第4条 (立入許可等)

- ・現地に立ち入る際は、身分証明書を携帯しなければならない。

- ・私有地に立ち入る際は、事前に地権者の承諾を得なければならない。

第5条（電子納品）

- ・本業務は電子納品対象業務とする。電子の納品とは、「最終成果について電子成果品を納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは「電子納品運用ガイドライン（佐賀県県土づくり本部）」及び国土交通省等の「工事完成図書（土木設計業務等）の電子納品要領（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
- ・受注者は、本工事を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し施工計画書に添付する。また、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督職員と協議しその指示を受けなければならない。
- ・検査帳票を電子データとする場合は「電子納品運用ガイドライン（佐賀県県土整備部）」に基づいて作成した電子検査帳票を電子媒体（CD-R）で提出する。
- ・成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。また検査帳票についても同様の取り扱いとする。

第6条（疑義）

本業務において疑義を生じた場合は、速やかに協議しなければならない。

第7条（その他）

- (1) 本特記仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するにあたり必要と思われるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。
- (2) 受託者は、成果品引渡し後においても、成果品の修正等の必要が生じた場合は速やかに対処しなければならない。
- (3) 委託業務内容及び諸条件等について、委託者と受託者の協議の結果変更の必要がある場合は、協議の上契約変更を行うものとする。
- (4) 本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施に当たっては、「ウィークリースタンス実施要領」（佐賀県 最新版）に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
- (5) 本業務において、契約額 100 万円以上となる場合は TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）の登録を行うものとする。
- (6) 計画配管ルート of 測点・変化点について、現地に控えピンを設置すること。この点に合わせて、座標データ・横断図・縦断図を作成し、提出すること。